

京都市消防局訓令乙第7号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員教育規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

京都市消防局長 山内 博貴

第12条第3号中「現在」を「現任」に改め、同条第4号中「特別」を「一般」に、「及び専科教育」を「，専科教育及び特別専科教育」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 特別専科教育 高度な専門的知識，技術を付与し，より高度な職務遂行能力，管理監督能力等を修得させるために，現任の職員に対して行う教育をいう。

附 則

この訓令は，令和3年4月1日から施行する。

(消防局消防学校教育管理課)